

議 第 20 号

令和7年 3月27日提出

熊本博物館条例施行規則の一部改正について

熊本博物館条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本博物館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本博物館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、副館長」を削り、同条第2項中「館長」を「前項に規定するもののほか」に、「及び学芸員のほか、非常勤の顧問」を「、館長補佐、主査」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提出理由）

令和7年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本博物館条例施行規則（昭和４１年教育委員会規則第７号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第１条 この規則は、熊本博物館条例（昭和２８年条例第６１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第６条 （略） （職員） 第７条 博物館に、館長_____及び学芸員を置く。 ２ 博物館に、<u>前項に規定するもののほか、副館長、館長補佐、主査</u>その他必要な職員を置くことができる。 （専決） 第８条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成２８年教育長訓令第２号。以下「事務局専決規程」という。）第４条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。 ２ 副館長は、事務局専決規程第５条に規定する事項を専決することができる。 ３ 主査は、事務局専決規程第８条に規定する事項を専	（趣旨） 第１条 この規則は、熊本博物館条例（昭和２８年条例第６１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第６条 （略） （職員） 第７条 博物館に、館長、<u>副館長</u>及び学芸員を置く。 ２ 博物館に、<u>館長、副館長及び学芸員のほか、非常勤の顧問</u>その他必要な職員を置くことができる。 （専決） 第８条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成２８年教育長訓令第２号。以下「事務局専決規程」という。）第４条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。 ２ 副館長は、事務局専決規程第５条に規定する事項を専決することができる。 ３ 主査は、事務局専決規程第８条に規定する事項を専	○博物館法(館長、学芸員その他の職員) 第四条 博物館に、館長を置く。 ２ 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。 ３ 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。 ４ 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。 ５ 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。 ６ 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

決することができる。 第9条 事務局専決規程第9条の規定は、前条第1項の規定により専決する場合に準用する。 (代行) 第10条 副館長は、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。 (雑則) 第11条 (略) 附 則 (略)	決することができる。 第9条 事務局専決規程第9条の規定は、前条第1項の規定により専決する場合に準用する。 (代行) 第10条 副館長は、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。 (雑則) 第11条 (略) 附 則 (略)	
---	---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。